平成25年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年3月22日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を 中心に御報告いたします。

最初に、第31号議案「障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」 のうち、本委員会に分割付託されました条項について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第32号議案「藤枝市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

及び第33号議案「藤枝市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

次に、第34号議案「藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、申 し上げます。

初めに、「今回の条例改正には、負担増となる税率改定が含まれているが、条例改正にあたっての執行部の基本的な考え方について、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国民健康保険の構造的な問題として、被保険者の高齢化に伴う医療費の増、また、非正規労働者の加入率が高くなっていることなどによる所得の不安定さ等から、歳入よりも歳出が増加していることが挙げられる。

平成25年度から3年間の国保財政推計から、現行の税率では収入不足になることが見込まれる。また、国保財政は、平成21年度から単年度収支が赤字になったことから、国保支払い準備基金を繰り入れて対応してきたが、この基金についても残高も残り少なくなっている。これらの状況に加え、税の公平性及び会計の独立性の観点から、総合的に判断した結果、やむなく負担増の税率改定となった。」という答弁がありました。

次に、「税率の抑制について、配慮した点を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「高齢者及び非正規労働者の被保険者が多いことから、軽減賦課を7割及び5割と拡大し、新たに2割軽減を加えたほか、固定資産税に応じて課税される資産割を16%軽減し、低所得世帯の負担軽減について配慮した。また、一般会計から繰入を行うことで、総体的に税率を抑制している。」という答弁がありました。

次に、「被保険者の負担増について、どのように周知していくか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国民皆保険制度の仕組みの啓発、併せて、国保財政の厳しい運営状況、

また、国保の運営には、国保加入者以外から多くの支援をいただいていることも含めて周知を図り、負担増に対する理解を求めていきたい。国保の健全な運営には、被保険者の負担増だけではなく、医療費の抑制も必要であることから、適切な受診やジェネリック医薬品の利用促進のほか、健康・予防の推進についても、周知を図っていく。ホームページ、広報、国保だより等、考えられる周知方法を徹底して、理解を得るよう努めていく。」という答弁がありました。

次に、「現在の国保の運営状況、税の公平性及び会計の独立性の趣旨等から、医療費が年々増加する中で、堅実な財政運営により、被保険者への負担抑制に努めてきた保険者として、被保険者の負担増が苦渋の選択であることは理解する。負担増への被保険者の理解を得ることは難しいことであると思うが、努力を惜しまず周知されるよう要望する。」という意見がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第35号議案「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」 について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。